

(案)

参考資料

令和4年11月 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会
会長

特別職の報酬等の額について（答申）

令和4年11月15日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定により意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

(案)

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和4年11月15日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定により、文京区長から、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 一般職の給与及び特別職の報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する令和4年の特別区人事委員会勧告

公民比較の結果（月例給）

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
379,408 円	378,512 円	896 円 (0.24%)

(2) 昨年度の状況

一般職の給与については、特別区人事委員会から「月例給については改定を行わないことが適当」と報告があった。

それにより、文京区特別職報酬等審議会条例第2条第1項及び第2項の規定に当たらないと判断し、審議会は開催しなかった。

(3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、多くの職において、順位は下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

(案)

(1) 社会経済情勢の動向

内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」とする一方で、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としている。

(2) 区財政等の状況

区財政については、コロナ禍においても特別区税収入は堅調に推移しているものの、ふるさと納税による影響額は拡大傾向にある。また、都区財政調整交付金や地方消費税交付金をはじめとする一般財源の増収は見込まれるが、特に都区財政調整交付金は景気変動の影響を受けやすく、更に法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により貴重な税源を奪われ続けており、一般財源収入の先行きは、楽観できない状況が続いている。今後も、行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、健全で持続可能な財政運営が求められている。

(3) 一般職の給与の状況

本年の特別区人事委員会勧告の主な内容は、次のとおりとなっている。

ア 一般職の月例給については、公民較差（896円、0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）については、年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.45月→4.55月）、勤勉手当に割振り

(4) 他自治体との均衡

文京区の特別職の報酬等の額は、多くの職において、23区中、下位に位置している。

各特別区は、地域性、特色等を生かして、様々な施策を展開している一方で、歴史的な経過から一体性を有しており、他の特別区の報酬等を勘案することも判断要素として妥当である。

(案)

4 本審議会における議論

(1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。

(2) (報酬等の方向性について及び方向性を決定するに当たって考慮したことを記載)

5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、()
が妥当であるとの結論に達した。

6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

(2) (その他ご意見等)

(案)

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員